

# 建物更生共済

建物更生共済

My家財プラス

火災はもちろん地震にも備えられる家財などの保障

お気に入りの場所に、  
安心をプラス。



# これまでのさまざまな自然災害で、 たくさんの共済金が お役に立ちました。



写真提供: amanaimages

平成30年9月  
北海道胆振東部地震  
84 億円

平成15年9月  
十勝沖地震  
40 億円

平成23年3月  
**東日本大震災**  
**9,375 億円**

平成19年3月  
能登半島地震  
137 億円

平成16年10月  
新潟県中越地震  
773 億円

令和3年2月  
福島県沖地震  
1,092 億円\*

平成13年3月  
芸予地震  
153 億円

平成7年1月  
阪神・淡路大震災  
1,188 億円

平成16年9月  
台風18号  
1,083 億円

平成25年11月  
～平成26年3月  
平成25年度雪害  
821 億円

平成17年3月  
福岡県西方沖地震  
143 億円

平成30年6月  
大阪府北部を  
震源とする地震  
481 億円

平成27年8月  
台風15号  
388 億円

平成30年7月  
台風7号および  
平成30年7月豪雨  
543 億円

平成30年9月  
台風21号  
1,166 億円

平成30年9月  
台風24号  
631 億円

平成28年4月  
熊本地震  
1,486 億円



写真提供: amanaimages

令和元年9月  
台風15号  
792 億円

令和元年10月  
台風19号  
987 億円

令和2年7月  
令和2年7月豪雨  
236 億円\*

令和2年8月～9月  
台風9・10号  
253 億円\*

令和2年12月～3年3月  
令和2年度雪害  
384 億円\*

令和3年8月  
台風9・10号  
34 億円\*

# 建物更生共済むてきプラスなら、

火災や台風だけでなく、  
地震にも、ケガにも、しっかり備えることができます。

地震などの  
自然災害に強い!



火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。

満期共済金  
がある!



掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。満期共済金は、保障期間中に一部を分割して受け取ること(ボーナスプラン)もできます。

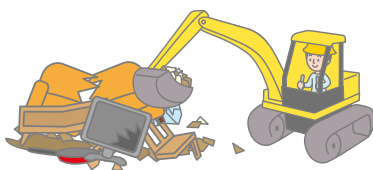
詳しくは、P.11をご覧ください。→

ケガにも  
備えられる!



ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。

いろいろな  
出費も安心!



火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。

# はじめにお読みください

## 保障範囲について

プランごとに保障範囲は定められています。詳しくは、各プランの「**保障の対象範囲について**」をご確認ください。

建物更生共済のプランごとに、「保障できるもの」がそれぞれ決まっています。ご契約を検討されるときは、よく保障の対象範囲をご確認のうえ、ご加入ください。

## 共済期間について

共済期間は「**5年間**」または「**10年間**」です。ご契約時に「**継続特約**」を付加することで、期間を延長できます。

ご契約時に「継続特約」を付加することによって、通算して20年または30年の長期的な保障を受けることができます。継続特約を付加された場合、継続意思確認日(継続される月の前月15日)までに、共済契約者より継続しない旨のお申出がないときは、共済期間(10年間)が満了する日の翌日から同一の契約内容でご契約を継続いたします。

※継続特約は、共済期間を10年とするご契約のみに付加することができます。

※継続特約を付加する場合は、契約申込時に継続回数(1回もしくは2回)を指定していただけます。なお、その後の継続回数の変更はできません。

※継続後のご契約の共済契約者、被共済者、満期共済金受取人、共済の対象、火災共済金額、満期共済金額、共済期間、付加される特約の種類は、継続前のご契約と同一となります。

なお、建物・特定建築物を保障の対象とする場合、物価の変動等にしたがって、火災共済金額および満期共済金額を減額することがあります。

※継続時に満期共済金は支払われませんが、それまでに積み立てられた積立金や据え置かれた割りもどし金は、継続後のご契約へ引き継がれます。

※継続後のご契約に適用される共済約款、共済掛金率は継続の時の共済約款、共済掛金率となります。ご契約が継続された場合の内容につきましては、事前に書面でお知らせいたします。

※この資料において「保障期間」とは、共済期間(保障が行われる期間)、継続特約が付加されている場合は通算共済期間(当初のご契約から満期共済金が支払われるご契約までの各共済期間を通算した期間)をいいます。

## 火災共済金額について

記載されている保障内容はモデルプランです。火災共済金額は、再取得価額まで設定できます。

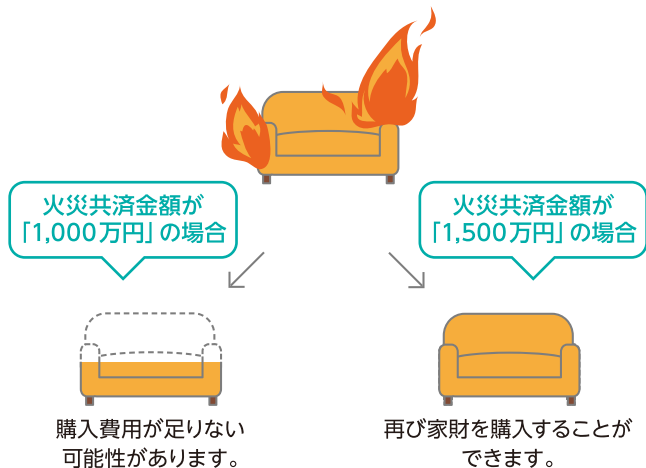
## 火災共済金額の設定方法について

火災共済金額を決めるときは、建物や家財などを、**改めて購入するために必要な額まで**ご加入ください。

建物更生共済では、建物や家財などを保障する際、「時価額」ではなく、改めて建築・購入するために必要な額「再取得価額」で評価します。事故が発生した場合に十分な保障が受けられるよう、火災共済金額を再取得価額いっぱいには設定されることをおすすめします。

(建物・特定建築物・家財・営業用什器備品の残存価額の割合が50%未満の場合は、時価額までが加入限度となります。)

例えば、再取得価額「1,500万円」の家財が火災により全焼した場合



## 主な共済用語のご説明

- 火災共済金額**…… 共済契約の締結時に共済契約者と組合が約定したお支払いすべき共済金の額の最高限度であり、これに基づき共済金を算出します。
- 共済価額**…… ご契約された建物・特定建築物・家財・営業用什器備品の残存価額の割合が50%以上の場合は再取得価額、50%未満の場合は時価額をいいます。
- 共済期間**…… 保障が行われる期間(組合がその期間に共済金の支払事由が生じた場合に支払いの責任を持つ期間)のことです。

- 協定共済価額**…… 組合と共済契約者または被共済者の間で、共済の対象の価額を評価し、協定した再取得価額で、共済証書に記載した額をいいます。
- 再取得価額**…… 同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物・特定建築物・家財・営業用什器備品を再築または再取得するために要する額をいいます。
- 残存価額の割合**……  $\left[ \frac{\text{時価額}}{\text{再取得価額}} \right]$  をいいます。

# 建物更生共済むてきプラスは、 4つのプランからお選びいただけます。

プランごとに保障の対象が異なります。ご希望される保障の対象をお選びください。  
事業者向けのプランもご用意しています。詳しくは、JAまでご相談ください。



個人でご所有の椅子やタンス、テレビなど、「家財」の損害に備えたい方  
(賃貸住宅にお住まいの方でも、ご加入いただけます。)

## 家財プラン

詳しくは、P.5-6をご覧ください。➔

家財プラン

P.5-6



営業でご使用の机やロッカー、棚など、「営業用什器備品」の損害に備えたい方

## 営業用什器備品プラン

詳しくは、P.7-8をご覧ください。➔

営業用什器  
備品プラン

P.7-8



一戸建てやマンション、店舗など「建物」の損害に備えたい方

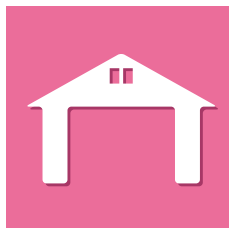
## 建物プラン

(注)建物内に收容される家財などの  
動産の損害は保障されません。

詳しくは、18「建物更生共済むてきプラス」リーフレットをご覧ください。

共済掛金表

P.9-10



「畜舎や堆肥舎」などの損害に備えたい方

## 特定建築物プラン

(注)特定建築物内に收容  
される動産の損害は  
保障されません。

詳しくは、18「建物更生共済むてきプラス」リーフレットをご覧ください。

ご加入に  
あたって

P.11-12

ご注意  
いただきたい  
こと

P.13-14

修理費共済金を受け取る

## ボーナスプランもお選びいただけます。

ボーナスプランでは、保障期間中、満期共済金の一部を修理費共済金として、  
また満期時は満期共済金の残りをお受取りになれます。

詳しくは、P.11をご覧ください。➔

時価額……再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。

自然災害……自然災害は「風災」、「ひょう災」、「雪災」、「水災」および「地震など」をいいます。

損害の額…【建物・特定建築物】

残存価額の割合が50%以上の場合または実損てん補特約を付加している場合は「復旧するために要する額」、残存価額の割合が50%未満の場合は「復旧するために要する額×残存価額の割合」をいいます。

【家財・営業用什器備品】

損害を受けた物の修繕費の額(その物が滅失した場合、またはその物の修繕費の額がその物の再取得価額(残存価額の割合が50%未満の場合は時価額)を超える場合は、その再取得価額(残存価額の割合が50%未満の場合は時価額))の合計額をいいます。

損害割合…  $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額}}$  をいいます。

付保割合…  $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}}$  をいいます。



# 家財プラン

# お住まいにある「家財」の

椅子やタンス、テレビなど、お住まいにある家財の損害を保障

## ご契約例 (保障の対象:住宅内の家財・家具)

保障期間30年の場合  
(共済期間10年:継続回数2回の場合)

火災共済金額 | 1,500万円

満期共済金額 | 50万円

臨時費用共済金の支払割合10%

## このモデルプランの共済掛金

住宅物件 単位:円(2022年4月現在)

木造・防火造	年払い	月払い
当初10年間	<b>63,920</b>	<b>5,463</b>
[参考] 1回継続後	58,092	4,967
[参考] 2回継続後	57,193	4,890
耐火造B・C	年払い	月払い
当初10年間	<b>45,928</b>	<b>3,923</b>
[参考] 1回継続後	41,469	3,548
[参考] 2回継続後	40,589	3,472
耐火造A	年払い	月払い
当初10年間	<b>41,282</b>	<b>3,527</b>
[参考] 1回継続後	37,324	3,198
[参考] 2回継続後	36,451	3,123

継続特約を付加し、保障期間が20年、30年となる場合、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたしますので、継続の時に共済掛金が増える可能性があります。

物件の種類によって、共済掛金が異なります。

詳しくは、P.9-10をご覧ください。➡

\*上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

### もっと共済掛金を抑えたい方は…

#### 家財費用共済金等不担保特約

費用共済金および傷害共済金(★印のあるもの)をお支払いしないとすることで、共済掛金の負担を軽減することができます。

## 保障の対象範囲について

### 保障の対象となるもの

共済証書に記載した建物内に収容されている家財・家具

### 保障の対象外となるもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物
- 貴金属、宝石、宝玉石および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、1個または1組の共済価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 自動車(農耕作業用小型特殊自動車を除く)
- 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)および航空機
- 動物、植物等の生物
- 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- リース、レンタル物などの被共済者が所有していない物
- 共済契約申込書にご契約される家財から除外する旨が記載されている物

\*生活用の通貨や預貯金証書が盗難にあったときには、通貨等盗難共済金をお支払いします。

## 台風

などのとき

### 台風・暴風雨



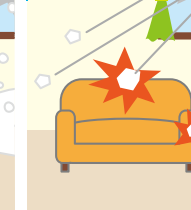
### 洪水



### 豪雪



### ひょう



## 地震

などのとき

### 地震



### 地震による津波



## 火災・落雷

などのとき

### 火災



地震などによるものを除きます。

### 落雷

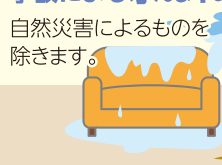


### 破裂または爆発



地震などによるものを除きます。

### 給排水設備に生じた事故による水ぬれ



自然災害によるものを除きます。

### 盗難による盗取、損傷または汚損



さらに、こんな費用もお支払いします。

消火にかかった費用 ★

### 損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

見舞いにかかった費用 ★

## ケガ・死亡

されたとき



発生した火災等や自然災害によって、ご契約された家財が損害を受け、それが原因でご家族や居住者の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

### 死亡された場合

●1人につき(火災共済金額×30%)

**450万円**

傷害共済金 [限度額]1人につき1,000万円

## 満期

のとき

建物更生共済は掛け捨てではありません。保障期間が満了すると満期共済金をお支払いします。

**50万円**

満期共済金

+ 割りもどし金

### 割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

# 損害を保障するプランです。

いたします。

家財プラン

什器備品プラン

共済掛金表

ご加入にあたって

ご注意ください

## 竜巻

### 風災・ひょう災・雪災・水災の場合

- 損害割合が5%以上のとき
- 床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき

**損害の額** +

臨時費用  
共済金

特別費用  
共済金

残存物  
とりかたづけ  
費用共済金

風水災等共済金 [限度額] 火災共済金額 \*損害割合が80%以上の場合に限りです。

## 火山の噴火 または 爆発

### 地震など\*の場合

- 損害割合が5%以上のとき

**750万円 × 損害割合**

地震共済金 [限度額] 損害の額×50% \*地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。

## 建物外部からの 物体の衝突 または建物内部での 車両の衝突

自然災害によるものを除きます。

**損害の額** +

臨時費用  
共済金

特別費用  
共済金

残存物  
とりかたづけ  
費用共済金

火災共済金 [限度額] 火災共済金額 \*損害割合が80%以上の場合に限りです。

### 盗難に あった ときの 損害

#### 通貨等盗難共済金

生活用の通貨、または預貯金証書が盗難によって損害を受けたときにお支払いします。

\*共済証書記載の建物内での盗難に限りです。

預貯金証書の盗難の場合には、以下の2つの条件を要します。

- (1) 共済契約者または被共済者が盗難を知った後ただちに預貯金先に被害届けを出したこと
- (2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

[限度額] 通貨の場合: 30万円または火災共済金額のいずれか低い額  
預貯金証書の場合: 300万円または火災共済金額のいずれか低い額

### 外出先で 火災等に あった ときの 損害

#### 持ち出し家財共済金

旅行や買い物などで一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で火災等によって損害を受けた場合にお支払いします。

\*自転車や原動機付自転車などの盗難による損害を除きます。  
[限度額] 100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額

## 失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。  
[限度額] 火災共済金額×20%

### 盗難の 再発防止の 費用

#### 盗難再発防止費用共済金

盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします(火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合に限りです)。共済期間中に1回を限度とします。

### ドアロック 交換の費用

#### ドアロック交換費用共済金

ドアの鍵に盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、ドアの鍵の交換に必要な費用をお支払いします(火災共済金または持ち出し家財共済金の支払事由に該当した場合に限りです)。  
[限度額] 1回の事故につき5万円

## 後遺障害の場合

- 1人につき(火災共済金額の30%×支払割合)

**225万円~450万円**

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円×支払割合

## 治療または施術の場合

- 1人につき(火災共済金額×5%)

**30万円**

傷害共済金 [限度額] 1人につき30万円

10日以上入院して治療または施術を受けた、あるいは30日以上入院もしくは通院して治療または施術を受けた場合。

## 火災共済金や風水災等共済金と一緒に支払う「費用共済金」について

### 臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

[お支払い額] 火災共済金・風水災等共済金の額×10% (30%もご選択いただけます。)

[限度額] 1回の事故につき、1建物について250万円

### 特別費用共済金

#### 特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

[お支払い額] 火災共済金額×10%

[限度額] 1回の事故につき、1建物について200万円

### 残存物 とりかたづけ 費用共済金

#### 残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりかたづけ費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。

[お支払い額] 残存物とりかたづけ費用の額

[限度額] 1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%

\*共済金のお支払いには所定の条件があります。



じゅう き

# 営業用什器備品プラン

## ご契約例 (保障の対象:営業用什器備品)

保障期間30年の場合  
(共済期間10年:継続回数2回の場合)

**火災共済金額 | 1,500万円**

**満期共済金額 | 50万円**

臨時費用共済金の支払割合10%

## このモデルプランの共済掛金

普通物件第1種 単位:円(2022年4月現在)

木造・防火造	年払い	月払い
当初10年間	<b>83,279</b>	<b>7,125</b>
[参考] 1回継続後	77,169	6,598
[参考] 2回継続後	76,257	6,520
耐火造B・C	年払い	月払い
当初10年間	<b>57,551</b>	<b>4,924</b>
[参考] 1回継続後	52,922	4,518
[参考] 2回継続後	52,036	4,443
耐火造A	年払い	月払い
当初10年間	<b>48,452</b>	<b>4,142</b>
[参考] 1回継続後	44,418	3,798
[参考] 2回継続後	43,544	3,723

継続特約を付加し、保障期間が20年、30年となる場合、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたしますので、継続の時に共済掛金が増える可能性があります。

物件の種類によって、共済掛金異なります。

詳しくは、P.9-10をご覧ください。➡

\*上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

## 保障の対象範囲について

### 保障の対象となるもの

共済証書に記載した建物内に収容されている営業用什器備品

### 保障の対象外となるもの

1. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物
2. 貴金属、宝石、宝玉および骨とう品ならびに書画、彫刻物等の美術品で、1個または1組の共済価額が30万円を超えるもの
3. 稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
4. 自動車(農耕作業用小型特殊自動車を除く)
5. 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含む)および航空機
6. 動物、植物等の生物
7. 商品、製品、半製品、原材料、機械その他これらに類する物
8. テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
9. リース、レンタル物などの被共済者が所有していない物
10. 共済契約申込書にご契約される営業用什器備品から除外する旨が記載されている物

\*営業用の通貨や預貯金証書が盗難にあったときには、通貨等盗難共済金をお支払いします。

# 「営業用什器備品」の損

営業用として使用しているコピー機やロッカーなど、事務所な

### 台風などのとき

台風・暴風雨 洪水 豪雪 ひょう

### 地震などのとき

地震 地震による津波

### 火災・落雷などのとき

火災 落雷 破裂または爆発

地震などによるものを除きます。

給排水設備に生じた事故による水ぬれ 盗難による盗取、損傷または汚損

自然災害によるものを除きます。

さらに、こんな費用もお支払いします。

消火にかかった費用

### 損害防止費用共済金

火災等による損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用をお支払いします。

見舞いにかかった費用

## ケガ・死亡されたとき

発生した火災等や自然災害によって、ご契約された営業用什器備品が損害を受け、それが原因でご家族や居住者の方等が200日以内に死亡、所定の後遺障害あるいは所定の治療または施術を受けたとき、傷害共済金をお支払いします。

### 死亡された場合

●1人につき(火災共済金額×30%)

**450万円**

傷害共済金 [限度額]1人につき1,000万円

## 満期のとき

建物更生共済は掛け捨てではありません。保障期間が満了すると満期共済金をお支払いします。

**50万円**

満期共済金

+ 割りもどし金

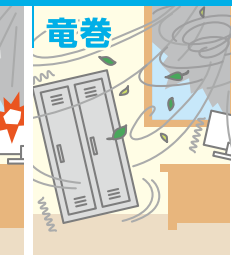
### 割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。



# 害を保障するプランです。

どに設置してある営業用什器備品の損害を保障いたします。



## 風災・ひょう災・雪災・水災の場合

- 損害割合が5%以上のとき
- 床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき
- 風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき

### 損害の額

+

臨時費用  
共済金

特別費用  
共済金  
\*

残存物  
とりかたづけ  
費用共済金

風水災等共済金 [限度額] 火災共済金額 \*損害割合が80%以上の場合に限りです。

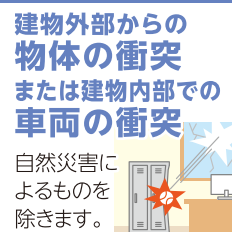


## 地震など\*の場合

- 損害割合が5%以上のとき

### 750万円 × 損害割合

地震共済金 [限度額] 損害の額×50% \*地震などによって生じた火災、破裂または爆発によるものを含みます。



### 損害の額

+

臨時費用  
共済金

特別費用  
共済金  
\*

残存物  
とりかたづけ  
費用共済金

火災共済金 [限度額] 火災共済金額 \*損害割合が80%以上の場合に限りです。



## 通貨等盗難共済金

盗難に  
あった  
ときの  
損害

営業用の通貨、または預貯金証書が盗難によって損害を受けたときにお支払いします。  
※共済証書記載の建物内での盗難に限りです。  
預貯金証書の盗難の場合には、以下の2つの条件を要します。  
(1) 共済契約者または被共済者が盗難を知った後ただちに預貯金先に被害届けを出したこと  
(2) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと  
[限度額] 通貨の場合: 30万円または火災共済金額のいずれか低い額  
預貯金証書の場合: 300万円または火災共済金額のいずれか低い額

## 失火見舞費用共済金

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じたときに、見舞費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。  
[限度額] 火災共済金額×20%

盗難の  
再発防止の  
費用

## 盗難再発防止費用共済金

盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、盗難の再発防止策に必要な費用等として5万円をお支払いします  
(火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当した場合に限りです。共済期間中に1回を限度とします。)

ドアロック  
交換の費用

## ドアロック交換費用共済金

ドアの鍵に盗難による盗取、損傷または汚損が生じたときに、ドアの錠の交換に必要な費用をお支払いします  
(火災共済金の支払事由に該当した場合に限りです。)  
[限度額] 1回の事故につき5万円

## 後遺障害の場合

- 1人につき(火災共済金額の30%×支払割合)

### 225万円~450万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき1,000万円×支払割合

## 治療または施術の場合

- 1人につき(火災共済金額×5%)

### 30万円

傷害共済金 [限度額] 1人につき30万円

10日以上入院して治療または施術を受けた、あるいは30日以上入院もしくは通院して治療または施術を受けた場合。

火災共済金や風水災等共済金と一緒に支払う「費用共済金」について

臨時費用  
共済金

## 臨時費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、当面の生活に必要な費用をお支払いします。

[お支払い額] 火災共済金・風水災等共済金の額×10% (30%もご選択いただけます。)

[限度額] 1回の事故につき、1建物について250万円

特別費用  
共済金

## 特別費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害割合が80%以上の損害を受けたときにお支払いします。

[お支払い額] 火災共済金額 × 10%

[限度額] 1回の事故につき、1建物について200万円

残存物  
とりかたづけ  
費用共済金

## 残存物とりかたづけ費用共済金

火災等や風災・ひょう災・雪災・水災で損害を受けたときに、残存物のとりかたづけ費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。

[お支払い額] 残存物とりかたづけ費用の額

[限度額] 1回の事故につき、火災共済金・風水災等共済金の額×10%

※共済金のお支払いには所定の条件があります。

家財プラン

営業用  
什器備品プラン

共済掛金表

ご加入にあたって

ご注意ください

# 共済掛金表

モデルプランの共済掛金は以下のとおりです。  
共済掛金や共済金額などのご相談は、JAまでご連絡ください。



## 家財プラン [火災共済金額] 1,500万円 [満期共済金額] 50万円 臨時費用共済金の支払割合10%

単位:円

区分	保障期間	住宅物件			普通物件 第1種			
		木造・防火造	耐火造B・C	耐火造A	木造・防火造	耐火造B・C	耐火造A	
ボーナスプランなし	年払い	30年(継続回数2回)	63,920	45,928	41,282	67,124	48,206	42,032
		20年(継続回数1回)	72,046	54,059	49,415	75,246	56,335	50,164
		10年	96,901	78,930	74,291	100,091	81,202	75,040
		5年	153,088	133,665	128,501	156,575	136,116	129,356
	月払い	30年(継続回数2回)	5,463	3,923	3,527	5,737	4,120	3,589
		20年(継続回数1回)	6,157	4,618	4,223	6,432	4,815	4,284
		10年	8,282	6,744	6,349	8,555	6,941	6,410
		5年	13,082	11,423	10,984	13,385	11,636	11,059
ボーナスプランあり	年払い	30年(継続回数2回)	64,994	47,001	42,355	68,198	49,279	43,104
		20年(継続回数1回)	73,836	55,846	51,200	77,039	58,123	51,950
		10年	97,339	79,363	74,721	100,533	81,636	75,470
	月払い	30年(継続回数2回)	5,555	4,015	3,619	5,829	4,212	3,680
		20年(継続回数1回)	6,310	4,771	4,375	6,585	4,968	4,436
		10年	8,319	6,781	6,386	8,593	6,978	6,447

単位:円

区分	保障期間	普通物件 第2種			普通物件 第3種			
		木造・防火造	耐火造B・C	耐火造A	木造・防火造	耐火造B・C	耐火造A	
ボーナスプランなし	年払い	30年(継続回数2回)	72,325	48,968	44,595	80,598	58,750	50,682
		20年(継続回数1回)	80,436	57,095	52,726	88,697	66,870	58,811
		10年	105,248	81,956	77,599	113,471	91,710	83,678
		5年	161,724	136,868	131,928	169,925	146,631	137,992
	月払い	30年(継続回数2回)	6,182	4,182	3,818	6,887	5,027	4,340
		20年(継続回数1回)	6,876	4,877	4,513	7,580	5,721	5,035
		10年	8,996	7,002	6,638	9,697	7,844	7,160
		5年	13,825	11,697	11,274	14,525	12,539	11,796
ボーナスプランあり	年払い	30年(継続回数2回)	73,401	50,041	45,668	81,677	59,825	51,755
		20年(継続回数1回)	82,238	58,885	54,513	90,508	68,666	60,599
		10年	105,703	82,392	78,031	113,940	92,154	84,112
	月払い	30年(継続回数2回)	6,274	4,274	3,909	6,980	5,119	4,432
		20年(継続回数1回)	7,030	5,030	4,665	7,734	5,875	5,188
		10年	9,035	7,039	6,675	9,737	7,882	7,197

単位:円

### 「住宅付属建物内家財プラン」のご案内

「住宅付属建物内家財プラン」なら、住宅に付属する納屋、物置、土蔵、倉庫等に収容されている家財・家具を保障することができます。保障内容は「家財」と同様です。  
※「住宅に付属する建物」については、一定の条件があり、お引受けできない場合もあります。  
\* 家財費用共済金等不担保特約を付加することができます。

ボーナスプランなし	保障期間	住宅物件					
		年払い			月払い		
	木造・防火造	耐火造B・C	耐火造A	木造・防火造	耐火造B・C	耐火造A	
	30年(継続回数2回)	80,075	55,244	47,702	6,851	4,725	4,081
	20年(継続回数1回)	88,201	63,375	55,834	7,545	5,420	4,776
	10年	113,057	88,246	80,711	9,670	7,545	6,902
	5年	169,243	142,994	134,921	14,470	12,226	11,537

## 共済掛金表にある表記について

ここに記載してある事項は一例であり、所定の条件を満たさない場合はお引受けできない場合があります。詳しくは、JAまでお問い合わせください。

1 家財等を収容している建物の使用目的、業種・作業種別によって、次の4種類に分けています。

<b>住宅物件</b>	例えば、1.一戸建て、2.マンション(住居専用)、3.アパートおよび1.~3.に付属する納屋・物置・倉庫・自家用専用車庫等の建物
<b>普通物件第1種</b>	例えば、野菜・青果市場、美容院、公民館、寺院・神社等を営む建物
<b>普通物件第2種</b>	例えば、旅館・ホテル・宿泊所、料理飲食店、写真製版等を営む建物
<b>普通物件第3種</b>	例えば、映画館、劇場、製紙等を営む建物

2 さらに、家財等を収容している建物の構造によって、共済掛金が決まります。

<b>耐火造 A</b>	例えば、建物の主要構造部分のうち、柱、はり、床、屋根および小屋組がコンクリート造で、外壁のすべてがコンクリート造、れんが造または石造のいずれかに該当する建物
<b>耐火造 B・C</b>	例えば、外壁のすべてが不燃材料で造られた鉄骨造建物、省令準耐火建物
<b>木造・防火造</b>	木造建物等で「耐火造 A、耐火造 B・C」に該当しない建物

## 営業用什器備品プラン

[火災共済金額] 1,500万円 [満期共済金額] 50万円 臨時費用共済金の支払割合10%  
単位:円

区分	保障期間	普通物件 第1種			普通物件 第2種			
		木造・防火造	耐火造 B・C	耐火造 A	木造・防火造	耐火造 B・C	耐火造 A	
ボーナスプランなし	年払い	30年(継続回数2回)	83,279	57,551	48,452	88,465	58,283	51,015
		20年(継続回数1回)	91,401	65,681	56,585	96,576	66,411	59,146
		10年	116,246	90,547	81,461	121,388	91,271	84,018
		5年	172,730	145,460	135,791	177,864	146,198	138,348
	月払い	30年(継続回数2回)	7,125	4,924	4,142	7,569	4,985	4,358
		20年(継続回数1回)	7,819	5,619	4,837	8,262	5,679	5,053
		10年	9,943	7,744	6,963	10,383	7,804	7,179
		5年	14,758	12,439	11,614	15,197	12,499	11,829
ボーナスプランあり	年払い	30年(継続回数2回)	84,353	58,625	49,525	89,542	59,357	52,088
		20年(継続回数1回)	93,195	67,469	58,370	98,378	68,200	60,933
		10年	116,688	90,981	81,891	121,843	91,707	84,450
	月払い	30年(継続回数2回)	7,217	5,016	4,234	7,661	5,076	4,450
		20年(継続回数1回)	7,973	5,771	4,990	8,416	5,832	5,206
		10年	9,981	7,781	7,000	10,422	7,841	7,216

単位:円

区分	保障期間	普通物件 第3種			
		木造・防火造	耐火造 B・C	耐火造 A	
ボーナスプランなし	年払い	30年(継続回数2回)	96,753	68,080	57,101
		20年(継続回数1回)	104,852	76,201	65,231
		10年	129,626	101,040	90,098
		5年	186,080	155,947	144,412
	月払い	30年(継続回数2回)	8,275	5,815	4,879
		20年(継続回数1回)	8,967	6,509	5,574
		10年	11,085	8,632	7,700
		5年	15,913	13,326	12,350
ボーナスプランあり	年払い	30年(継続回数2回)	97,832	69,156	58,175
		20年(継続回数1回)	106,663	77,996	67,019
		10年	130,095	101,484	90,532
	月払い	30年(継続回数2回)	8,367	5,907	4,971
		20年(継続回数1回)	9,122	6,662	5,727
		10年	11,125	8,670	7,737

\*上表の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。

「ボーナスプラン」については、P.11をご覧ください。➔

\*保障期間20年および30年の共済掛金につきましては、当初10年間の共済掛金を表示しています。  
なお、継続後の共済掛金は継続時の共済掛金率で計算いたします。

(2022年4月現在)

# ご加入にあたって

## 「満期共済金」について

### ● お受取りは計画的に。

満期共済金のお受取りは、「5年後」「10年後」「20年後」「30年後」のいずれかをお選びいただけます。

満期共済金は通常、共済期間にあわせて5年後、または10年後の満期時にお受取りいただけますが、「継続特約」(P.3参照)を付加し、共済期間を延長することによって、20年後、もしくは30年後に満期共済金をお受取りいただけます。

共済契約者より継続しない旨のお申出がない場合は、共済期間(10年)が満了する日の翌日から同一の契約内容でご契約を継続いたします。なお、建物・特定建築物を保障の対象とする場合、物価の変動等に当たって、火災共済金額および満期共済金額を減額することがあります。



## 「ボーナスプラン」について

### ● 「ボーナスプラン(修理費共済金を受け取れるプラン)」もお選びいただけます。

保障期間中、満期共済金の一部を修理費共済金として、また満期時は満期共済金の残りをお受取りになれます。

※修理費共済金は、支払いのご請求がない限り、所定の利息を付けて据え置かれます。

#### お受取り例

「家財」「修理費給付特約付」で保障期間30年の場合

火災共済金額1,500万円 満期共済金額50万円 保障期間30年(共済期間10年:継続回数2回)



	3年後	6年後	9年後	12年後	15年後	満期
保障期間20年の場合	2.5万円	5万円	7.5万円	7.5万円	7.5万円	20万円
保障期間10年の場合	5万円	5万円	—	—	—	40万円

※割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。

# 「税金」について

## ● 所得控除や非課税など、税金面でのメリットがあります。

居住用家屋や生活用動産を対象とする建物更生共済には、地震保険料控除の適用が受けられます。

地震保険料控除対象掛金(住民税についてはその1/2)については、「地震保険料控除」として所得金額から控除され、所得税等と住民税の軽減をはかることができます。控除限度額は、所得税5万円、住民税2万5,000円です。

※共済掛金振替払特約により、転換充当した場合は、税法上、一時払掛金として取り扱われるため、その部分の地震保険料控除対象掛金の地震保険料控除の適用は初年度のみとなります。

※本人もしくは生計を同じくする親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの、またはこれらの者の有する生活用動産を共済の対象とするご契約に適用されます。

火災共済金、風水災等共済金、地震共済金は、非課税となります。

火災共済金、風水災等共済金、地震共済金は所得税等・住民税の計算上、非課税として取り扱われます。

※法人契約の場合は、法人税等の計算上、差益部分が益金となります。ただし、圧縮記帳の特例を適用すれば、課税を繰り延べることができます。

※満期共済金は、差益部分が所得税等・住民税(一時所得)の対象となります。なお、所定の条件に該当する場合、源泉分離課税の対象となります。法人契約の場合は、法人税等の計算上、差益部分が益金となります。

事業用物件を対象とする建物更生共済では、共済掛金の一部を必要経費にできます。

所得税等・住民税(不動産所得等)の計算上、お支払いいただいた共済掛金のうち満期共済金にあてるための積立共済掛金に相当する額を控除した残額を必要経費にすることができます。

※法人契約の場合も、法人税等の計算上、同額を損金にすることができます。

### 必要経費(損金)金額等の求め方

1. 共済掛金のうち必要経費(損金)に算入することができる金額は、共済掛金領収証等でご案内します。

2. 割りもどし金は所得税等・住民税(不動産所得等)の計算上、収入に計上します。

※割りもどし金を据え置いている場合も収入に計上します。

※法人契約については法人税等の計算上、益金になります。

3. 共済掛金のうち、お支払いいただいた年に必要経費に計上された部分については、満期共済金を受け取ったときの必要経費に含めることができませんので、ご注意ください。

※法人契約については、損金とならなかった部分(積立共済掛金に相当する額)は満期時に取り崩し、差益部分が益金となります。

※所得税等とは、2037年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。

※記載の税務のお取扱いについては、2022年1月末現在の法令等および国税当局への照会結果に基づくもので、将来の取扱いを保証するものではありません。個別のお取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。

# ご注意いただきたいこと

## 共済の対象について

共済の対象とすることができるのは次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

共済の対象の種類	説明
建物	基礎工事が施されており、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを具備する建築物をいいます。
特定建築物	外壁の一部または全部を欠くために建物に該当しない建築物をいいます。
家財	家財・家具をいいます。
営業用什器備品	業務上の必要から使用または所持されている物品をいいます。

※共済の対象が建物または特定建築物の場合、建物または特定建築物内に収容される動産の損害は保障されません。建物とは別に建物内に収容される動産を共済の対象とする共済契約にご加入ください。なお、特定建築物内に収容される動産は共済の対象とすることができません。

## 主な免責事由について(共済金をお支払いできない場合)

この共済では、次のいずれかに該当する損害等に対しては共済金をお支払いできません。

詳細は「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

- ご契約者、被共済者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 火災等(盗難を除きます)や、自然災害の事故の際における紛失・盗難の損害
- 共済の対象の欠陥
- 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済の対象について、風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害

※上記のほか、次の物は共済の対象に含まれないため、これらに生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。

- ・特定建築物の開口部に風防、遮光、温度調整等を目的として設置された布製、合成樹脂製等の遮蔽物
- ・通貨、有価証券、預貯金証書等(通貨等盗難共済金の支払事由となる損害を除きます)
- ・1個または1組の共済価額が30万円を超える貴金属・宝飾品、美術品等
- ・共済契約申込書等に共済の対象から除外する旨が記載されている物 など

## 引受条件(共済金額等)について

ご契約いただく共済金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。

また、実際にご契約いただく場合の共済金額につきましては、共済契約申込書等にてご確認ください。

この共済は、共済の対象を「時価額」(中古品としての価値)ではなく、同じものを改めて購入するのに必要な「再取得価額」で評価し保障します。この場合、再取得価額が共済価額となり、ご加入いただける上限額\*となります。

事故発生時における建て替えや修理の資金を十分に確保できるよう、火災共済金額(事故の際にお支払いする共済金の最高限度額)を再取得価額いっぱい設定されることをおすすめします。火災共済金額が再取得価額に満たない場合は、お支払いする共済金が損害の額よりも少なくなる場合があります。

※共済の対象の残存価額(時価額/再取得価額)の割合が50%未満の場合は、時価額までが加入限度となります。

再取得価額は、ご契約者により共済契約申込書等に記載\*していただきますが、組合からも次の方法などで参考金額をご案内しています。詳細は組合にお問い合わせください。

- 共済の対象が建物または特定建築物の場合
  - ・建物または特定建築物の建築時の価額をもとに、経過している年数に基づき現在の再取得価額を簡易的に算出した金額
  - ・建物または特定建築物の用途・構造から、現在の標準的な建築単価を使用し、再取得価額を簡易的に算出した金額
- 共済の対象が家財の場合
  - ・居住している家屋の広さ・家族構成から一般的な家財・家具の再取得価額を簡易的に算出した金額
- 共済の対象が営業用什器備品の場合
  - ・業種別に一般的な物品の再取得価額を簡易的に算出した金額

なお、共済金をお支払いする損害が生じた場合、共済金を算出するために使用する共済価額と損害の額は、その損害が生じた場所および時における組合が決定した価額となります。

※共済の対象が建物または特定建築物の場合、組合とご契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価し、再取得価額を協定共済価額として協定します。

この共済のご契約に際しては、満期共済金額を火災共済金額の30分の1から火災共済金額と同額の範囲で設定してください。

## 口座振替掛金について

共済掛金の払込経路が口座振替の共済契約または前納期間中の共済契約の場合には、お申込みいただく共済掛金に割安な「口座振替掛金」が適用されます。

## 傷害共済金のお支払いについて

- 傷害共済金の対象となる方(被害者)は、被共済者、被共済者の親族および使用人ならびに共済証書に記載された建物に居住している方に限ります。
- 1回の事故で被害者1名についてお支払いする傷害共済金の合計額は、死亡または後遺障害の状態になった場合(後遺障害の状態になった後、それによって死亡した場合は含みます)は火災共済金額の30%(その額が1,000万円を超える場合は1,000万円)が限度です。また、治療または施術を受けた場合は火災共済金額の5%(その額が30万円を超える場合は30万円)が限度です。
- 後遺障害の対象は、共済約款の後遺障害等級表の第1級から第5級までです。また傷害共済金は、共済約款に定める後遺障害等級に応じた支払割合によりお支払いします。

## 継続特約について

- 継続意思確認日(継続日の属する月の前月15日)までに、ご契約者からご契約を継続しない旨のお申出がない限り、ご契約は継続前のご契約と同一の火災共済金額、共済の対象、共済期間などで、継続日の共済約款および共済掛金率を適用して継続します。
- 建物、特定建築物を共済の対象とする場合、建築費または物価の変動等にしがたって、継続時に協定共済価額を調整して算出します。この場合に、火災共済金額が協定共済価額を超えることとなるときは、協定共済価額に等しくなるように火災共済金額および満期共済金額を同時に同一の割合で減額します。減額後の火災共済金額が組合の定める額を超える場合は、組合の定める額と等しくなるよう、火災共済金額を減額します。

## 共済証書貸付について

一時的に資金が入用となった場合には、ご契約は有効なまま、貸付申込時点での返れい金の80%を限度に(共済掛金振替払特約を付加したご契約については異なります。詳細は組合までお問い合わせください。)資金をお貸しする共済証書貸付の制度をご利用いただけます(資金の用途について制限はありません)。ただし、共済金や返れい金のお支払い、共済掛金の払いもどしなどの際に共済証書貸付の元利金があるときは、それぞれの金額から差し引きます。

## 割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとまたは満期時(共済期間が5年のご契約は満期時のみ)に割りもどし、割りもどされた割りもどし金は利息を付けて自動的に据え置かれます。なお、共済契約者のお申出によりその全部または一部をお受取りになれます。割りもどし金の額は割りもどす時期の前年度までの決算結果に基づいて決定しますので、現時点では確定していません。また、決算結果によっては割りもどせない場合もあります。

## 解約時の返れい金について

ご契約を解約される場合は、組合が所定の方法により計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはお支払いできないことがあります。詳細は組合までお問い合わせください。

※ご契約が継続されない場合は、所定の返れい金をお支払いします。

## 削減払いについて

自然災害による損害が異常に発生した場合は、風水災等共済金、地震共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、臨時費用共済金、特別費用共済金、傷害共済金または動産損害担保特約における自然災害により支払われる共済金の一部を削減することがあります。

## 損害が発生した後のご契約について

火災等や自然災害で損害割合が80%未満の損害の場合は、ご契約はそのまま継続します。また、損害割合が80%以上の損害の場合は、発生した時点でご契約は消滅し、払い込まれた共済掛金\*のうちまだ到来していない期間に対応する額を月単位で払いもどします。

※月払契約は払いもどしの対象とはなりません。

## 日常生活の思いがけない賠償事故にも備えたい方は

### 「賠償責任共済」のセットもあります。

※建物更生共済のご契約内容によっては、賠償責任共済をセットできない場合もあります。  
※自動車共済にご加入の方は日常生活賠償責任特約(マモルモア)も併せてご検討ください。

#### 例えば、こんな賠償責任が生じたとき

- 飼い犬が他人を負傷させてしまった。
- 子供が誤って他人の家のガラスを割ってしまった。
- 自転車で歩行者を負傷させてしまった。

「賠償責任共済」なら、

**最高 5,000 万円 まで保障します。**

### 個人賠償責任共済

住宅(注1)の管理上の不備や欠陥によって生じた事故、または被共済者が買物や旅行などの日常生活(注2)で生じた事故により、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いします。

(注1) 共済証書記載の住宅をいいます。また、住宅には同一敷地内に所在する動産・不動産も含まれます。

(注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

※日本国内で発生した事故に限ります。

#### 【共済掛金】

共済金額 5,000万円	
種類	個人賠償責任共済
年払共済掛金	1,500円

月払共済契約に賠償責任共済をセットする場合は、左記の共済掛金を年1回、1年分の共済掛金としてお払込みいただくことになります。

(2022年4月現在)



ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryjo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから

「ひと・いえ・くるま」各共済の  
資料請求・掛金試算ができます。



Webマイページにご登録いただいた方の中から、  
抽選ですてきな賞品が当たる  
『Webマイページご登録キャンペーン』実施中!  
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。



JA共済をもっと身近に、もっと便利に。  
Webマイページにワンタッチで!  
もしものときの連絡もアプリから!  
くらしに役立つコンテンツも満載!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。  
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合  
はご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機  
種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。



「げんきなカラダプロジェクト」は、皆さまのげんきなカラダ  
づくりをサポートする健康増進活動です。  
専用ホームページでは、健康関連のお役立ち情報や、  
各種イベントのご案内を掲載しています。  
是非ご覧ください。

<https://genkara.ja-kyosai.or.jp>



JAの住宅ローン

新築・増改築、マンションの購入など、JAの住宅ローンは、  
さまざまなマイホームプランにご利用いただけます。  
マイホームのことなら、ぜひJAにおまかせください。

※詳しくはJAの窓口までお問い合わせください。



JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ **0120-536-093**

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは